

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第66号	三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
こども支援課	児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。

**【趣 旨】**

本条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定により三田市が定めなければならない基準を制定するもの。その内容は、市長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう）を利用している乳児又は幼児が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを補償することを目的に家庭的保育事業所等が遵守すべき最低の基準を制定するもの。

**【関係法令】**

児童福祉法

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

**【内 容】**

利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する最低基準を法第34条の16第1項の規定に基づき定めるもの。

**【施行期日】**

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日